

○議長(母井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第三百三十号昭和五十一年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)は委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(母井喜代次君) 日程第五議案第三百三十一号昭和五十一年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算(第三号)を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願ひします。

(建設委員長宇佐美良時君登壇)

○建設委員長(宇佐美良時君) 審査報告をいたします。

議案第三百三十一号昭和五十一年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算第三号について御報告申し上げます。

なお、審査報告書の朗読については省略をさせていただきます。
(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

本補正予算は都市計画課における六名分の人件費の補正で、今定例会に提案された給料改正に伴う七十二万一千円の経費を予備費で賄おうとする予算であります。本案は全員一致で可決と決定した次第であります。

何とぞ委員会決定どおり御可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(母井喜代次君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(母井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○九番(竹田政勝君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三百三十一号については、討論を省略し委員会報告どおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(母井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま竹田政勝君から本案は委員会審査報告どおり可決されたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(母井喜代次君) 御異議なしと認めます。 ようて議案第三百三十一号昭和五十一年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算(第三号)は本委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(母井喜代次君) 日程第六議案第三百三十二号昭和五十一年度福生市下水道事業会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので委員長から報告をお願いします。

(建設委員長 宇佐美 良時君登壇)

○建設委員長(宇佐美 良時君) 議案第三百三十二号昭和五十一年度福生市下水道事業会計補正予算第二号、なお審査報告書の朗読は省略いたします。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

今日の補正は、歳入で防衛施設分の流域下水道に対する国庫負担金と、下水道の官渠渠に対する都の補助金等で、又、歳出では職員の人件費のほか、す

でに事業認可を得ている地区を除いた地区の航空写真の図化委託料及び下の

川の一部しゅんせつするための委託料、その他地下埋設物移転補償料などの補正で

ありますが、この航空写真の図化は年度末ごろになる予定であるとの説明があり、

本補正予算は全員一致で原案とおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ委員会決定とおり御可決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(母井喜代次君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(母井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○九番(竹田政勝君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三百三十二号については、討論を省略し委

員会報告どおり可決されることを仰ぎます。

「賛成」と呼ぶ者あり

○議長(母井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま竹田政勝君から本案は本委員会審査報告どおり可決されたいとの動

議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第三百三十二号昭和五十一年度福生市下水道事業会計補正予算(第二号)は委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第七議案第三百三十三号昭和五十一年度福生市受託水道事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

(厚生委員長小林菊三君登壇)

○厚生委員長小林菊三君 議案第三百三十三号昭和五十一年度福生市受託水道事業会計補正予算(第一号)審査報告書の朗読を省略させていただきます。直ちに補足説明を申し上げます。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

本補正予算については、東京都から事業の洗い直しをするようにとの指示があり、

東京都と協議の結果、水道管理費において水源動力費及び配水動力費、電電

公社、東口開発、ガス工事等に伴う水道管の格設及びその設計委託料等の裁

額。又、建設改良費においては、人件費の振りかえによる減や都市計画街路

二二及不同二二三号線、市道七六号線の工事が来年に延びたことによる、水

道管格設費用の減等で計約八千七百八十万円からの減額であるが、これにより

水道事業に支障を来し、住民サービスに影響を及ぼすことは全くないとの説明を

受けた後、質疑に入りました。

質疑においては、水道一元化後における職員配分は何ら変わっていないか、検

針員に対する被服支給が一年に一着支給されていないようであるがなぜなのかというこ

とに對しまして、職員の待遇については、現在の受託市町は二三市ある、各市

町間では若干の差異はあるが、当市においては従来と同じような待遇でやって

いる。又、被服支給については一年一着ということではなく、使用に耐えなくな

たときに支給されている。現時点ではまだ十分使用に耐えるものと判断をしている。都においては、財政が苦しいので被服は長く着用してほしいと言っておる。

このような答弁がなされた後、採決いたしました結果、全員異議なく本案については原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。何とぞ当委員会の決定とおり御可決くださいますようお願い申し上げまして補足説明いたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○九番(竹田政勝君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百三十三号については、討論を省略し委員会報告とおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま竹田政勝君から本案は委員会審査報告とおり可決されたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第百三十三号昭和五十一年度福生市受託水道事業会計補正予算(第一号)は委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君) これより十一時五分まで休憩いたします。

午前十時五十分 休憩

午前十一時六分 開議

○議長(貫井喜代次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第八議案第百三十四号昭和五十一年度福生市一般会計決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本決算については委員長報告及び質疑を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） 御異議なしと認めます。 よって本決算は、委員長の報告及び質疑を省略することに決定いたしました。

○議長（貫井喜代次君） この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従い最初に反対者から発言を願います。 一番原敏子君。

（一番原 敏子君登壇）

○一番（原 敏子君） 議案第百三十四号昭和五十年年度福生市一般会計決算認定について反対討論をいたします。

当議案において大きな問題点は、歳出における民生費の児童福祉費において、民間保育園の不正事件が（「もう少し声を大きくして」と呼ぶ者あり）明らかにしているにもかかわらず、いまだその金額が明らかにされていないことである。

当会計において、民間保育所職員期末援助費補助金四百五十一万円及

び児童措置委託料二億一千三百八十五万五千四百四十円中において、少なからぬ金額が不正に受領されており、当然、決算審査中においてその実体が明らかにされなければならぬものであります。にもかかわらず東京都の報告がないことを理由に、決算委員会の場合に実体を明らかにしない市当局の態度は、きわめて不当なものであります。

なお、このような問題が生じた一つの背景には、安上ガリの保育行政を進めるために、公立保育園をつくらず、民間保育園に依存し、又、施設を経営する責任者を十分調査もせずに任せてきたことや、議会においてもたびたび、その運営の問題点が指摘されていたにもかかわらず、十分な調査もせずに来た当局の政治的責任を明らかにしなければならぬことを、私は指摘したいと思えます。

私は、以上のような点から、決算委員会において問題点を明らかにするために、東京都の報告を受けて、再度審議をし、決算委員会において事の結末をすっきりすべく継続審議を主張しましたが、残念ながら結論づけることになりました。とするならば、私は、この議案に賛成できないのは当

然であります。

又、以上のような問題だけでなく、歳入においても、自主財源を確保する上からも、又市民との不公平をなくす上からも、米軍入、軍属の軽自動車税は、市民と同じ額で徴収すべきにもかかわらず、条例の改正において、わずかな税額の改定にとどめており、依然として米軍へのサービスを実施してきました。又、都市施設整備基金繰入金一億六千五百万円全額を減額してありますが、この一部でも歳入として計上し有効に活用するならば、少なからぬ一般財源を、福祉対策等に回すことができ、市民の要望にこたえることができたわけであります。これらの対策をとることもなく、米軍入に対しては、記念品や感謝状まで出すさめ細かな配慮を行っておりますが、行政の姿勢としては全く逆さまだと思います。

私は、これらの幾つかの点を指摘して当議案の反対討論といたすものであります。

○議長(貫井喜代次君) 次に、賛成者五番森田治男君。

(五番森田治男君登壇)

○五番(森田治男君) 議案第百三十四号昭和五十年度福生市一般会計決算認定についての賛成討論を行います。

定についての賛成討論を行います。

顧みますと、昭和五十年度は、当市にとっては市制五周年ということ、新たな発展への契機とすべききわめて意義ある年であった反面、昭和四十八年暮れのオイルショックに端を発した、インフレと不況が同時に進行するという、かつて、私たちが経験したことのない、厳しい経済状況の中で、国は、インフレ、不況の打開策として、総需要の抑制を堅持し、東京都においては、当初、骨格予算を組み新規事業を一切認めの方針さえ打ち出し、市の財政は、公共事業補助金の減額、起債の枠の縮小などが予想され、市民生活に直接こたえなければならぬ、地方自治体にとって、まさに、試練の年でありました。

しかし、いかに財政危機が叫ばれている中とはいえ、複雑多岐にわたる行政需要増大の傾向はとどまることなく高まりつつあり、ここに、限られた財源の中で、いかにして行政と市民の接点を見出すかが課題となった年であります。市長を先頭に、職員、議会側が一体となつての結果は、監査委員の審査意

見書の中に記載されておりますように、歳入にあつては、総額七十億七千四百二十五万五千六百七十四円、前年度対比二六・六九％の増加。歳出にあつては六十九億四千九百八十二万七千六百七円、前年度対比二六・六八％の増加であり、単年度収支は五千六百八十二万四千円の黒字であります。しかも、都市施設整備基金に四千七十四万二千円を積立て、将来に備えたことは、まさに懸命な策であると思ひます。

歳入決算額を市民一人当たりいたしますと、自主財源であります市税が、一人当たり三万三千七百三十二円、これに対して、歳出総額では一人当たり十五万二千四百二十三円であります。この数字はまことに国や都に対しての補助金獲得に奔走した結果であると思ひます。

歳出にあつては、市民の生涯教育を踏まえた社会教育施設として、まさに都市づくりの真髓であります。市民待望の市民会館の建設に着手し、又、市民生活に直結する生活道路を中核とした舗装と交通安全施設の整備、そして、下水道事業の促進と、地方自治体の財政危機が叫ばれ、厳しい状況の中で、近代都市としての基礎づくりの礎となつたのが昭和五十年であると思ひます。

います。

財政基盤の弱いと言われている当市であります。市税においては前年度に比べて一億五千九百七十六万二千円の増加、前年度対比一一・三六％の増加であり、このことは市民一人一人が、それぞれの立場で必死に努力されたとうと、税金の積み重ねであると思ひます。

内部にあつては、最少の経費で最大の市民福祉をもたらすのが地方自治体運営の基本原則であると考え、今後も市民の期待に沿うような高水準の行政運営を推進されますようお願い、かつ、今後も国に対して基地所在市として、市民福祉向上のための強力な財政負担義務の主張を絶えず行い、特に、建設事業主体の補助金と合わせて、施設等の維持管理費等も補助対象となるような働きかけを切望し、昭和五十年年度決算は総括的に見て、厳しい経済情勢の中にもかかわらず、市民福祉に徹した決算であり、本決算は認定すべきであると断言し、賛成討論いたします。（拍手）

○議長（貫井喜代次君） 以上で討論を終わります。

これより議案第三百三十四号について起立により採決いたします。

本業について委員会審査報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(貫井喜代次君) 起立多数であります。 よって議案第百三十四号は委員会審査報告どおり認定されました。

○議長(貫井喜代次君) この際、日程第九から日程第十三までの五議案を一括して上程いたします。

日程第九 議案第百三十五号 昭和五十年年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について

日程第十 議案第百三十六号 昭和五十年年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定について

日程第十一 議案第百三十七号 昭和五十年年度福生市下水道事業会計決算認定について

日程第十二 議案第百四十一号 昭和五十年年度福生市公共用地会計決算認定

について

日程第十三 議案第百三十八号 昭和五十年年度福生市受託水道事業会計決算認定について

以上五議案を一括して議題といたします。

本五議案については、厚生及び建設委員会に審査を付託してありますので、順次委員長から報告を願います。 まず、厚生委員長小林菊三君。

(厚生委員長小林菊三君登壇)

○厚生委員長(小林菊三君) 議案第百三十五号 昭和五十年年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について、審査報告書の朗読を省略させていただきます、補足説明を申し上げます。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

本決算においては財源不足により保険料を二二%引き上げたこと、又、医療費において、四十九年十月に一六%の引き上げを行ったこと等が影響して、昭和四十九年度決算に比べて歳入歳出においてそれぞれ二五%ないし二六%の伸びとなっているもので、この審査に当たっては担当課長から詳細な説明を受

けた後質疑に入りました。

質疑においては、歳入と歳出を分けて行いましたので、まず、歳入についてその質疑の概要を申し上げますと、国民健康保険料の収入未済額と行政報告書との間に数字的な差異があるのはなぜか、保険料滞納の金額の内訳及びその督促の方法と延滞金の関係について等の質疑があり、これに對しまして、行政報告書には、まだ還付すべき分が計上されているために差がある。滞納の内訳は一万円以下九百九十件で約四百六十八万円、一万円から二万円は百九十件で約三百三万円、二万円以上は九十四件で約二百六十万円である。滞納の最高額は七万円で二件ある。督促については、督促状や催告状を送付しているが、延滞金については現在取っていないという答弁がありました。又、さらに、延滞金を取らないというのは正直者がばかを見ることになるが、法律的に延滞金を取ることはできないのかに對しまして、法律적으로는取ることができるとなっているが、当市では取っていないとの答弁があり、さらに、意見として第三者交付金はほとんどが交通事故の関係と思うが、実際にはもっと対象があると思うので、その点、研究願いたいという

発言がありました。

続いて、歳出における質疑であります。

この大要は療養給付費と行政報告書の間に百二十万円の差異がある理由について、保険料徴収報奨費三百万円は婦人会組織に出すものか、又、婦人会徴収の状況及び銀行振り込みの件数について、これに関連して今後婦人会組織は撤廃するものか、又は、ふやしていくのか、それとも銀行振り込みを普及するよう努力するものか、その考え方について等の質疑がありました。これに對しては、決算書と行政報告書の差異については、五十年度において医療費の請求が多く、予算が不足したため、百二十万円については五十年度で払おうとすることによる差である。婦人会徴収の件数は一万四千五百二十七件であり二二%。又、金額的には約三九%の五千三百五十六万円である。銀行振り込みは三百五十件ほどである。婦人会組織については、たてまんとしては本人納入となっているが、発足当時のいきさつもあり、断ることはできない。それに、婦人会徴収では徴収率が一〇〇%と良いこともあるので、今後この点について検討していきたいと考えているとの答弁がありました。

なお、最後ですが、意見として、今後は決算と行政報告書との数字の差異については、備考欄に一言説明を願いたいという発言がありました。

以上のような質疑応答が活発に繰り広げられ、熱心に審査を進めたわけでありまして、採決においては異議がありませんので起立によって行いましたところ、賛成多数をもって本決算については原案どおり認定すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会の決定どおり御認定くださるようお願い申し上げます。補足説明といたします。

続きまして、議案第百三十八号昭和五十年年度福生市受託水道事業会計決算認定について、審査報告書の朗読を省略させていただきます。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

本決算については、冒頭担当所長から五十年年度の水道事業の概要として、前年度に比べてメーター数で六百七十七戸の増、年間総配水量で一三・二%の増である。地下水の利用水は総数量中七四%である。又、一人一日平均配水量は三百二十一リットル程度である。又、有収率は九一・八%である等の説

明があり、次いで決算書の内容について説明が行われた後に質疑に入りました。質疑の主なものは、歳出で全般的に不用額が多いようだが、どのような理由によるものか。基地給水を開始した場合の水道料金の額について、行政報告書の他工事等による修理件数百五十五件の原因は何か、このような質疑に對しましては、歳出での不用額については、予算編成が前年の八月に行われたこと、又、初めての年間予算であったこと、公共下水道等の事業に関連して夜間出勤等を考えたこと、又、東京都は、原則として補正は余りしないこと等から都の担当者と協議し、途中で不足を生じることのないよう余裕をみたことによるものである。基地給水の件は、給水をするに配水管が三百ミリであるので基本料金が三十万円、又、水が一トン百八十円で月五百六十トン使うとすると月額三千万円程度の料金となる。他工事等による修理の原因は公共下水道、基地排水、電電公社等の地下埋設物工事等で家庭用の引込管等と交差することにより、工事において破損してしまうことが多くあったわけである。なお、工事施行に当たっては所長からも嚴重に注意を促していただきたという発言がありました。又、これに関連して工事等で本管が